

客室乗務員の休憩に関する初の司法判断、原告が勝訴

2025年4月22日、東京地方裁判所（611号法廷）にて言い渡された判決において客室乗務員の「休憩が確保されていない勤務実態」が労働基準法に違反していると認定され、原告側の主張が認められました。

本件は、ジェットスター・ジャパンの客室乗務員35名が提起した訴訟であり（提訴時は37名）、日本の航空業界で初めて、客室乗務員の休憩について司法が判断を下した重要な判例となりました。

私たちJCA（ジェットスター・クルー・アソシエーション）は、すべてのフライトが安全に運航されるためには、最前線で働くクルーの健康と尊厳が守られる必要があると考えています。食事や休憩も取れない勤務体系そのものが深刻な問題であることは言うまでもありませんが、今回の訴訟に至った根本的な原因は、こうした現場の声に対して、会社が一切の改善を行わず、労使の話し合いにおいて「1ミリの歩み寄りすらなかった」ことにあります。繰り返されるゼロ回答と不誠実な対応が、司法の場に訴えざるを得ない事態を招いたのです。

企業にとってESG（環境・社会・ガバナンス）経営が強く求められる時代において、航空会社が「コスト」や「LCCモデル」を理由に、現場の声に耳を傾けず、利益を最優先する姿勢を貫き続けることのリスクと責任も、改めて社会的に問われるべきと考えています。

今回の判決では、こうした企業の姿勢に対して明確な警鐘が鳴らされたと私たちは受け止めています。さらに、JCA執行部に対する懲戒処分や労働委員会命令を通じて明らかになった、会社による不当労働行為や労使関係の歪みについても、今後より厳しく問われていくべきです。

この判決は、会社からの圧力にも屈することなく声を上げ続けた原告一人ひとりの勇気、そしてともにこの裁判を支え、信じ合いながら歩み続けてきたJCAメンバーとの強いチームワークの賜物です。また、JCAの活動を支えてくださった支援者の皆様、加盟団体である航空安全連絡推進会議をはじめとする関係団体・業界関係者のご理解とご協力、そして法的な支援を尽くしてくださった弁護士の先生方にも、心より感謝申し上げます。

今回の判決を受けて、私たちは会社に対し、今後さらなる圧力や不利益な取り扱いが決して行われないよう、真摯な対応を強く求めます。この裁判は、労使関係を分断することを目的としたものではなく、むしろ対立の中から誠実な対話と改善への道を開くためのものです。私たちは、現場の声を尊重し合いながら、会社とともに協動的で建設的な関係を築いていくことを心から願っています。

これからの時代、やりがいや適正な働き方を整えなければ、「憧れ」だけでは人材を確保し続けることはできません。私たちJCAは、ジェットスターの現場で働く客室乗務員の労働条件の改善はもちろん、明るく楽しく、誇りを持って働ける職場文化を、これからも仲間とともに紡いでいきたいと考えています。そして何より、私たちはこの会社や職場が本当に大切だからこそ、持続可能な経営と安全文化の構築のために声を上げています。健全な労使関係と働きがいのある環境こそが、安全で信頼される航空会社の土台であると信じています。

ジェットスタークルーアソシエーション
執行委員長 木本薫子